

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	大口町 障害児福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、障害児福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・大口町は、「障害児福祉に関する事務」を行うため「SWAN」を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。

## 評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉に関する事務
②事務の概要	障害児支援の利用に関する支給決定情報の登録を行う。 【処理の流れ】 ① 申請書を受付け、記入事項等の不備を確認する。 ② 申請者に対し、障害児支援利用計画書の提出を依頼する。 ③ 厚生労働省令で定める事項について調査を行う。 ④ 障害児支援利用計画書の提出を受ける。 ⑤ 支給の可否を審査し、支給決定を行う。 ⑥ 申請者に決定結果を通知する。 ⑦ 支給決定対象者の情報をシステムに登録し、受給者情報を管理する。 ⑧ 障害児支援利用計画を提出する。 ⑨ 住民基本台帳システムと連携し、受給者に異動があった場合は、受給者情報を訂正する。
③システムの名称	SWAN、中間サーバシステム、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 障害児通所支援情報ファイル 2. 所得判定情報ファイル 3. 世帯員情報ファイル 4. 家族情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の9、10、11の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町健康福祉部長寿ふくし課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町健康福祉部長寿ふくし課 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

